

平成 23 年度工場・事業場立入検査結果
(県行政検査)

水質環境科

水質汚濁防止法及び愛媛県公害防止条例等に基づく
工場・事業場の立入検査を保健所と合同で次表のとおり

実施した。

なお、立入検査を実施した延べ 366 の工場・事業場の
排水水のうち 4 施設において、排水基準超過を確認した
ので、保健所が実施する改善指導に対し、必要に応じた
汚水処理に関する技術指導を実施し、排水の水質確認
検査を行った。

平成 23 年度工場・事業場立入検査結果

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
立入工場 事業場数	法対象	0	0	49	44	13	75	22	52	36	1	5	2	299
	条例対象	0	0	16	17	3	16	0	7	6	0	2	0	67
	合計	0	0	65	61	16	91	22	59	42	1	7	2	366
検査項目		<p>人の健康の保護に関する項目(27項目) カドミウム,全シアン,有機燐,鉛,六価クロム,ヒ素,総水銀,アルキル水銀,PCB, トリクロロエチレン,テトラクロロエチレン,ジクロロメタン,四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン,1,1-ジクロロエチレン,シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン,1,1,2-トリクロロエタン,1,3-ジクロロプロペン,チウラム シマジン,チオベンカルブ,ベンゼン,セレン,ホウ素,フッ素 アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物</p> <p>生活環境の保全に関する項目(13項目) 水素イオン濃度,生物化学的酸素要求量,化学的酸素要求量,浮遊物質濃度, ノルマルヘキサン抽出物質,フェノール類,銅,亜鉛,溶解性鉄,溶解性マンガン, 全クロム,全窒素及び全燐</p> <p>その他項目(2項目) ニッケル及びアンチモン</p>												
検査件数		<p>人の健康の保護に関する項目 483 件 生活環境の保全に関する項目 1362 件 その他項目 18 件</p>												